

ケアプランセンターこはる 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 有限会社ティー・エスが開設する、ケアプランセンターこはる（以下「事業所」という）における指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護支援及びケアプランを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所の事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 居宅介護支援事業所の事業は、利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 居宅介護支援事業所の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス提供事業所に不当に偏ることがないように、公平中立に行う。

4 居宅介護支援事業所の事業は、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ケアプランセンターこはる

(2) 所在地 北海道江別市緑ヶ丘58番地の1 安心住宅こはる内

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務（介護支援専門員））

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名（常勤・兼務）

要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれて

いる環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 ①月曜日～金曜日

ただし、祝祭日、8月13日～15日

12月29日～1月3日までは除く。

(2) 営業時間 ①午前8時45分から午後5時15分

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）

3 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあつては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあつては、利用者の生活全般についての状況を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析表の種類は全国社会福祉協議会方式とする。

4 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

5 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

6 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 2 法廷代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- 3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 4 次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の実施地域を越えた地点から、10キロメートル未満 500円
 - (2) 通常の実施地域を越えた地点から、10キロメートル以上 800円
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、江別市、札幌市厚別区、北広島市、空知郡南幌町の区域とする。

(事故発生への対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。
 - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場

合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者にたいする研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの相談窓口の設備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村にこれを通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第12条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を設ける。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ティー・エスと等事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 3月21日から施行する。

この規定は、平成24年10月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 3月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 3月13日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 4日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 8日から施行する。